

令和 4 年 第 1 回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和 4 年 1 月 11 日（火）

午後 2 時 00 分から午後 2 時 43 分

場所：松橋東防災拠点センター

研修室 6・7

○出席委員

（農業委員）

1 番	正垣	安博	2 番	田口	昭也	3 番	中山	秀光
4 番	坂下	憲明	5 番	澤村	輝彦	6 番	本郷	幸弘
7 番	本崎	弘	8 番	山田	哲郎	9 番	川村	良行
10 番	坂本	節子	11 番	吉田	次一	12 番	城塚	正
13 番	本田	久						

（農地利用最適化推進委員）

中田	修	上村	祐二	高田	則義
村山	安次		欠	中林	則文
村嶋	政弘	早川	一伸	中塘	万格人
村田	彰		欠	田中	起代登
上村	君博	森田	良光	西村	誠一
百家	美代子	小路	正美	野田	眞語
小田	直之	川端	幸浩		

○欠席委員

農業委員

なし

農地利用最適化推進委員

五嶋 一精

河野 公明

○事務局出席者：（事務局長）白木太実男 （審議員）園田 弥生 （参事）御船 保博

議事日程（開議：午後 2 時 00 分）

- 日程第 1 議事録署名委員の決定について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

開 会 (午後 2 時 00 分) 職務代理者の号令による起立・礼・着席

事務局長 ただ今から令和 4 年第 1 回宇城市農業委員会総会を開会致します。本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数 13 名全員出席でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき総会が成立しております。

開会にあたりまして、会長にご挨拶をお願いします。

会 長 皆さんこんにちは。本年もよろしくお願い致します。昨年から新型コロナウイルスに悩まされてきましたが、今年に入ってもまた新型コロナウイルスの感染が拡大しており、オミクロン株がでてまた大変な時期を迎えようとしております。熊本県におきましても多数の感染者が出て、私達も 3 密を避け手洗い等に気を付けていただきたいと思います。

これより令和 4 年第 1 回宇城市農業委員会総会を開催致します。

議 長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、1 番 正垣委員、2 番 田口委員を指名致します。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題としお諮り致します。

本総会の会期は、本日 1 日に決定したいと思いますが、ご異議のない方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日に決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題と致します。

議案第 1 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案の 2 ページをお願いします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和 4 年 1 月 11 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。

以上です。

議 長 それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が

解るように説明をお願い致します。

申請番号 1 番は、

三角 2 上村祐二委員より

申請番号 2 番は、

松橋 4 田中委員より

申請番号 3 番は、

松橋 5 上村君博委員より

申請番号 4 番及び 5 番は、

豊野 1 小田委員より

それぞれ説明を求めます。

**上村祐二
推進委員**

申請番号 1 番について説明を致します。詳細については記載のとおりでございます。申請事由は贈与によるものです。譲受人は 3 年前に会社を設立し、現在家族 6 名とパート 3 名、契約社員 3 名の計 12 名で蘭を 3 反、みかんを 3 町作っており、今回約 2 町 7 反の贈与を受けみかんを栽培するということでございます。蘭農家で作っている〇〇〇にも加入し、認定農家も受けていますので、別に問題はないと思われます。ご審議よろしくお願い致します。

田中推進委員

申請番号 2 番につきましてご説明致します。詳細は記載のとおりでございます。譲受人が経営規模拡大するということで、田を 2 反ほど買い入れることになっています。何ら不明な点はないようでございますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

**上村君博
推進委員**

申請番号 3 番についてご説明致します。詳細は記載のとおりでございます。譲渡人が高齢のため農地を管理出来ないということで、譲受人に相談を持ち掛け今回の申請に至っております。譲受人はこの土地に柿を栽培したいということで、目的、理由につきましては経営規模拡大ということです。特に問題ないかと思えます。ご審議よろしくお願い致します。以上です。

小田推進委員

申請番号 4 番と 5 番について説明します。この両件は受人が同一人物のため続けて説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大ということです。受人が現在〇〇でオリーブを栽培されておられるのですが、その土地が借地のため今回その苗木を申請地に植える予定になっております。何ら問題ないと思えますので審議方よろしく申し上げます。

議 長

只今、申請番号 1 番から 5 番について、各委員よりそれぞれ説明がありました。案件について何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手後、指名を受けて、起立して発言をお願いします。

併せて推進委員の皆様にも質問、ご意見をお尋ねします。

議 長 何か質問等はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見もないようですので、議案第 1 号について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 1 号は原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 4、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程し、議題と致します。
議案第 2 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局。

事務局 議案の 4 ページをお願いします。
議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について
次のとおり許可申請があったので審議を求める。
令和 4 年 1 月 11 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件について説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るように説明をお願い致します。
申請番号 1 番は、 6 番 本郷委員より
申請番号 2 番及び 3 番は、 7 番 本崎委員より
申請番号 4 番は、 小川 5 野田委員より
それぞれ説明を求めます。

本郷委員 申請番号 1 番について説明致します。詳細は記載のとおりであります。申請理由は敷地の拡張となっております。申請人の敷地を昨年、親族の方に分筆をされておられます。その中で一部、申請地の農地が残っていたということで申請がされています。始末書も添付されております。ご審議のほどよろしくお願い致します。

本崎委員 申請番号 2 番について説明を致します。詳細については記載のとおりです。申請理由は住宅への通路です。まず写真を見ていただくと、ここに通路が入っています。この部分が今回の申請です。この通路は住宅を

建て替えられたと時に、付け足されたもので本人は申請をしていると勘違いをされており、30年来このままの状態になっております。始末書添付となっております。排水同意、隣接同意もあり問題はないかと思えます。ご審議方よろしくお願い致します。

申請番号 3 番について説明を致します。詳細は記載のとおりです。申請理由は農業用資材置場ということになっております。これも写真を見ていただきたいと思います。この田の半分は以前に農業用資材置場として申請があり許可を受けており、堆肥乾燥施設として使用しております。今回の申請は、半分残っている部分を申請するということで、主にホイルクロップが見えますが、ホイルクロップ置場にしたいということで申請があがってきているところです。排水同意、隣接同意も付いております。何ら問題はないかと思えます。ご審議方よろしくお願い致します。

野田推進委員

申請番号 4 番についてご説明致します。詳細はご覧のとおりとなります。申請理由は貸駐車場となっております。始末書添付となっておりますが、親の代で形状変更されたということが相続の際にそれが分かったということです。以上でございます。審議方よろしくお願い申し上げます。

議 長

ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。事務局。

事務局

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号 1 番は、〇〇支所から 500m 以内の農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 2 番につきましては、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号 3 番につきましては、農用地区域内にある農地ではありますが、農業用施設として転用されるものであり、「農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるもの」に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号 4 番につきましては、〇〇支所から 500m 以内の農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。以上です。

議 長 ただ今、申請番号 1 番から 4 番について各委員より説明がありました
が、案件について何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙
手後、指名を受けて、起立して発言をお願い致します。併せて推進委員
の皆様も質問、ご意見をお尋ねします。

議 長 何か質問等ありませんか。
（ 意見なし ）

議 長 意見も無いようですので、議案第 2 号について承認される方の挙手を
求めます。
（ 委員挙手 ）

議 長 全員挙手です。よって、議案第 2 号は原案どおり承認することに決定
されました。

議 長 日程第 5、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」
を上程し、議題と致します。
議案第 3 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局。

事務局 議案の 6 ページをお願いします。
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
次のとおり許可申請があったので審議を求める。
令和 4 年 1 月 11 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要
領の第 4 の 1 の（4）のアの規定により、意見を決定するため審議を求
める。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願い
します。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が
解るように説明をお願い致します。

申請番号 1 番は、	5 番 澤村委員より
申請番号 2 番から 5 番は、	不知火 1 中林委員より
申請番号 6 番及び 7 番は、	6 番 本郷委員より
申請番号 8 番は、	松橋 1 中塘委員より
申請番号 9 番は、	松橋 2 村田委員より
申請番号 10 番は、	11 番 吉田委員より
申請番号 11 番は、	豊野 1 小田委員より
それぞれ説明を求めます。	

澤村委員

それではご報告致します。**申請番号 1 番**ですけれども、所在地は〇〇町の〇〇〇という集落の一番〇側になります。ここの場所は行き止まりで取り付け道路が 1 ケ所しかなく、一番奥の方の前にある物件でありまして、ここを駐車場にしたいということで申請がありました。詳細は記載のとおりです。ここの場所はこの方しか使えないという状況になっておりますので、問題はないと思っています。ご審議よろしくお願い致します。

中林推進委員

申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所は〇〇〇〇から西へ〇〇〇メートル程行ったところです。譲受人は現在の住宅が手狭になり実家近くの申請地を購入し、住宅を建設するという申請です。隣接同意もあり何ら問題ないと思われます。

申請番号 3 番については、2 番の進入道路でございます。

続いて申請番号 4 番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所は申請番号 2 番、3 番に隣接するところです。譲受人は 2 世帯で同居中で手狭になったということで、申請地を購入し住宅を建設するという申請であります。隣接同意もあり何ら問題ないと思われます。

申請番号 5 番については、4 番の進入道路でございます。

申請番号 2 番、3 番、4 番、5 番は埋め立て済みでございますので、始末書が添付されております。ご審議よろしくお願ひします。

本郷委員

申請番号 6 番について説明致します。詳細は記載のとおりです。申請理由は個人住宅となっております。こちらは位置図を見ていただくと分かりますように、一番手前側に排水路を入れて、浄化槽からの排水を流すそうです。雨水排水につきましては、敷地内に浸透枳を 2 か所設置して排水し、排水同意は付いております。何ら問題はないかと思います。ご審議よろしくお願い致します。

続いて申請番号7番について説明を致します。こちらは6番で説明を致しました住宅用地の隣を通っている従来からの通路がありましたけれど、通路の両側に家が建つために通路が狭くなり、今回あわせて通路の方も少し広めに取りようということで、今回の申請になっております。場所につきましては〇〇〇〇の東に〇〇〇メートル行ったところでありまして、何ら問題はないかと思います。ご審議よろしくお願い致します。

中塘推進委員

申請番号 8 番につきましてご説明申し上げます。詳細は記載のとおりでございます。申請理由は建売住宅となっております。場所は〇〇〇〇近くに存在します。譲渡人は高齢によって管理は難しいということで売りたいというご希望がございまして、譲渡人による建売住宅ということになっております。排水同意、隣接同意も取られており何ら問題ないと思います。よろしくご審議お願い致します。

村田推進委員 **申請番号 9 番**についてご説明致します。詳細は記載のとおりです。申請理由は建築条件付売買予定地となっております。場所は国道〇号線沿いに〇〇〇〇というのがございますけれど、それより西の方へ〇〇〇メートル行ったところでございます。条件付きということでありまして、募集をかけまして住宅の応募がなかった場合は、令和〇年まで平屋の 3 棟の住宅を建てられるということでございます。排水同意、隣接同意もでございます。民家に囲まれたところでございます。何ら問題はないかと思ひます。ご審議よろしくお願ひ致します。

吉田委員 **申請番号 10 番**について説明を致します。詳細を見ますと、譲渡人が譲受人に譲渡したということでございまして、元々この敷地は家が建っておりまして、畑が前にありまして、現地を確認しておりますので、何ら問題はないかと思ひます。ご審議のほどよろしくお願ひを致します。

小田推進委員 **申請番号 11 番**についてご説明します。詳細は記載のとおりです。地図を見てもらうと分かるように、耕作放棄地になっておりまして、道の手前側には〇〇月に同じ業者が申請した太陽光の発電施設を造られるようになっております。隣接同意、排水同意も取られておりますので何ら問題はないかと思ひれます。よろしくお願ひします。

議 長 ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願い致します。事務局。

事務局 それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から説明がありましたとおりです。

申請番号 1 番から 5 番につきましては、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思ひれます。

申請番号 6 番、7 番、10 番、11 番につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思ひれます。

申請番号 8 番につきましては、都市計画法に規定する用途地域が定められた農地に該当し、第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思ひれます。

申請番号 9 番につきましては、幅 4m 以上の道路に上・下水道が埋設され、概ね 500m 以内に〇〇歯科医院と〇〇〇〇〇歯科医院があることから農地区分は第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思ひれます。以上です。

議 長 ただ今、申請番号 1 番から 11 番について各委員よりそれぞれ説明が
ありましたが、案件について何か質問、ご意見はありませんか。発言があ
る方は挙手の後、指名を受けて、起立して発言をお願いします。併せて
推進委員の皆様にも、質問・ご意見をお尋ねします。

議 長 何か質問等はありませんか。
（ 意見なし ）

議 長 それでは意見も無いようですので、議案第 3 号について承認される方
の挙手を求めます。
（ 委員挙手 ）

議 長 全員挙手です。よって、議案第 3 号は原案どおり承認することに決定
されました。

議 長 日程第 6、議案第 4 号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城
市農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題と致します。
議案第 4 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局。

事務局 議案の 9 ページをお願いします。
議案第 4 号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農
用地利用集積計画の決定について
次のとおり農用地利用集積計画案について審議を求める。
令和 4 年 1 月 11 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画(利用権設定)
について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の (1) の規定により、農
用地利用集積計画案を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 議案の 15 ページから 26 ページまでの貸借権設定の申請番号 201 番か
ら 222 番及び議案の 28 ページから 39 ページまでの貸借権設定の申請番
号 301 番から 320 番までにつきましては、澤村委員の案件ですので後ほ
ど審議致します。

議案の 9 ページから 14 ページまでの貸借権設定の申請番号 1 番から
10 番、議案の 26 ページから 28 ページまでの貸借権設定の申請番号 223
番から 225 番については、各委員に送付しておりました総会議案により
確認してきておられると思いますので、案件ごとの説明は割愛させてい
ただきます。

それでは、議案の 40 ページから 42 ページまでの所有権移転の申請番
号 401 番から 406 番について、事務局より説明を求めます。事務局。 -

事務局

議案の 40 ページをお願いします。

今月は、農業公社からの買い取りが 5 件、売り渡しが 1 件です。

6 件は全て田であり、面積合計は 19,241 m²です。

売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。

ご審議方よろしくお願い致します。

議 長

それでは、貸借権設定の申請番号 1 番から 10 番、223 番から 225 番、所有権移転の申請番号 401 番から 406 番について、何か質問、ご意見はありませんか。発言のある方は挙手後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

議 長

何か質問等はありませんか。

(意見なし)

議 長

意見も無いようですので、議案第 4 号の貸借権設定の申請番号 1 番から 10 番、223 番から 225 番、所有権移転の申請番号 401 番から 406 番について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって、議案第 4 号の貸借権設定の申請番号 1 番から 10 番、223 番から 225 番、所有権移転の申請番号 401 番から 406 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

続きまして、貸借権設定の申請番号 201 番から 222 番、301 番から 320 番は澤村委員の案件になりますので、会議規則第 12 条の規定によりここで退席を求めます。

(澤村委員退席)

議 長

それでは、審議を致します。本案件につきましては各委員に送付しておりました、総会議案により確認をしてきておられると思いますので説明は割愛させていただきます。

議 長

それでは貸借権設定の申請番号 201 番から 222 番、301 番から 320 番につきまして、何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手後、指名を受け起立して発言をお願いします。

議 長

何か質問等はありませんか。

(意見なし)

議 長

意見も無いようですので、貸借権設定の申請番号 201 番から 222 番、

301 番から 320 番について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって、貸借権設定の申請番号 201 番から 222 番、301 番から 320 番につきまして原案どおり承認することに決定されました。審議が済みましたので、澤村委員の入室を求めます。

(澤村委員入室)

議 長

これで議案第 4 号の全ての案件の審議が終了し、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

それでは最後に、農地形状変更届について、事務局より報告をお願い致します。事務局。

事務局

44 ページの農地形状変更届につきましては、現地確認後、現地確認通知書を送付しておりますので、総会議案をもって報告とさせていただきます。以上です。

議 長

これは報告案件ですので、了解をいただきたいと思います。

議 長

以上で、本日の日程全て終了致しました。

これをもちまして、令和 4 年第 1 回宇城市農業委員会総会を閉会致します。慎重なご審議、ありがとうございました。

閉 会

(午後 2 時 43 分) 職務代理者による起立、礼。